

議第184号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市身体障害者福祉センターの指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	呉市身体障害者福祉センター
施設所在地	呉市中央6丁目2番9号（つばき会館内）
設置年月日	昭和59年5月1日
設置目的	障害者（児）の福祉の増進及び自立の促進を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市身体障害者福祉センター条例
施設規模等	延べ面積 1,250.77㎡ 構造・規模 つばき会館（鉄骨鉄筋コンクリート造，地下1階地上7階建て）のうち1階の一部及び2階の一部 主要施設 社会適応訓練室，日常生活訓練室
利用状況	利用者数 令和3年度 12,543人 令和4年度 14,478人 令和5年度 16,774人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	【呉市分】 令和5年度 歳入 0千円 歳出 8,548千円 指定管理料 8,548千円 【指定管理者分】 令和5年度 収入 9,198千円 支出 9,198千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 令和2年4月1日～令和7年3月31日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	102,972千円
職員数	222人（令和6年4月1日現在）
役員	会長 中本 克州 副会長 川畑 勝之 古江 由紀枝 小笠原 徹也 常務理事 河野 隆司 理事 城 健康 伊藤 圭一 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 桐山 吟子 福光 一美 竹中 直登 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 石井 哲朗 内藤 雅夫 監事 大島 正 柳曾 隆行
決算	令和5年度 収入 11億6,633万円 支出 12億2,375万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書等の概要

管理運営上の基本方針	<p>呉市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）は、障害者（児）の福祉の増進及び自立の促進を図るための施設として、昭和59年5月に設置された施設である。</p> <p>条例の規定に基づき施設の維持管理及び使用許可に関する業務を行うとともに、市からの委託事業としてデイサービスや障害者の社会参加促進事業等を実施する。</p> <p>また、様々な障害者福祉活動の継続に努め、障害当事者の相互理解と連携が進むよう体制を充実させる。</p> <p>ほかに、言葉の発達や話し方に課題を持つ幼児・児童に対して療育・言語訓練等にも取り組む。</p> <p>利用者の安全安心を第一に維持管理を実施し、一つ一つの事業に着実に取り組むことで、身体障害者福祉施設としての拠点性を高め、利用者満足</p>
------------	--

	度の向上と参加者の増加に努める。
管理運営体制	センターの全体を統括する所長と担当職員2名（常勤・非常勤職員各1名）の計3名を配置し、施設の管理運営業務を行う。
施設の維持管理等	職員一人一人が日常の点検や利用者との会話の中で施設の不具合を速やかに発見できるよう心がけるとともに、火災及び災害時には、つばき会館の警備体制と連携して事故等の防止・安全対策に努める。
利用促進の取組	センターで行っている芸術文化活動等について、障害者支援施設などに対する広報に努め、新しく立ち上げた呉市身体障害者福祉協会のホームページも活用して広く情報提供を行い、若年層を含めた利用者の拡大を図るとともに、アンケート及び利用者との日常会話などにより、積極的な利用者ニーズの把握に努める。
自主事業その他サービス向上の取組	事業の実施に当たり、それぞれの担当職員が様々な場面で連携し、協力して業務を行うことで利用者満足度の向上に努める。 (1) 障害者を対象とした陶芸教室やパソコン教室などの講座を開講し、芸術や文化活動及びその発表の機会を提供する。 (2) 手話通訳士の職員を配置し、生活や職業相談を受け付けるとともに、手話奉仕員等の養成講座の実施、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業の実施を通じ、意思疎通の円滑化により社会参加の促進を図る。 (3) ことばの発達や話し方に課題をもつ幼児・児童に対し、健やかな発達、成長を促すことができるように、発達の状況に応じて療育・言語訓練を実施する。
経費縮減の取組	利用者の利便性・快適性を損なうことのない範囲内で、不要な電気の消灯など、光熱水費等の縮減に努め、コスト意識を持って省エネ対策に取り組む。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 候補者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

(2) 審査基準

募集方法が、非公募であったため、申請要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】 ・利用者の平等な利用の確保	適・否

イ	事業計画書等の内容が、施設等の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 ・センターの設置目的や性格、関係する法令等についての理解 ・適正に管理を行える体制（職員配置計画等） ・職員の資質向上のための研修	適・否
ウ	事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 ・施設の利用促進に係る具体的な取組 ・利用者の要望に係る取組	適・否
エ	事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 ・収支計画書の規模・内容 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫	適・否
オ	施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 【主な評価の視点】 ・経営状況 ・障害者（児）、福祉団体等に関する知識及び経験を有する安定した管理を行える体制（有資格者の配置等）	適・否
カ	その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 ・市の施策との連携等 ・他の福祉施設・福祉活動・ボランティア団体等との連携	適・否
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

申請者	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会	【評価した点】 ・介護福祉士の資格を持った非常勤職員や療育手帳を所持する職員が勤務しており、障害当事者に寄り添う形の運営に努めている。 ・利用者アンケートの意見を取り入れ、障害者の皆さんが参加しやすい講座を企画している。 ・呉市からの委託事業と連携して、センターを効果的に活用している。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	長谷部 隆一	広島国際大学健康科学部社会学科教授
副委員長	渡辺 達士	呉市福祉保健部福祉担当部長（兼）福祉事務所 長
委 員	松本 美幸	中国税理士会税理士
	小田原 裕紀	呉市自立支援協議会会長
	田所 浩一	N P O 法人広島県難聴者・中途失聴者支援協会 呉支部支部長
	▶ 永 玲子	呉市手をつなぐ育成会事務局長
	柏尾 真美	呉市福祉保健部副部長（兼）福祉事務所副所長

9 選定の理由

(1) 非公募での選定理由

当該施設は障害者（児）の福祉の増進及び自立の促進を図ることを目的とし、指定管理者は施設の維持管理や使用申請の許可業務のほか、呉市からの委託等により障害者のデイサービス、福祉団体に対する助言指導、幼児のことは教室等の各事業を行っている。

これらの実施に当たっては、障害特性に応じた知識及び経験だけでなく、利用者との信頼関係に基づいた継続的な支援が求められる。

呉市社会福祉協議会は、地域福祉推進のため、経験豊富な人材、ノウハウ、実績等を生かし、福祉施設の運営、福祉活動の組織化・支援、ボランティア団体育成などを長年にわたり市全域で実施しており、当該施設の設置目的の達成のためには、同協議会の活動及び施設の管理運営を連携させることが、最も効果的であるため、非公募により選定手続を行ったものです。

(2) 選定委員会で審査

公募により指定管理者の候補者選定を行う場合に準じて、民間の専門的な知識を有する有識者等を含む委員をもって組織する選定委員会により、指定管理者としての適否審査を行いました。

その結果、社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。